別表第二の第十四表中

「

遅収加算料金					

」を

「

遅収加算料金					
太陽光発電促進付加金					

」に

改める。

別表第二の第十六表の次に次の表を加える。

第17表

太陽光発電促進付加金等明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名

	電力量（MWh）	金　額（千円）
太陽光発電促進付加金		
電灯料に含まれるもの		
電力料に含まれるもの		
託送収益に含まれるもの		
太陽光電力買取費		
他社購入電源費に含まれるもの		

（記載注意）

1　太陽光電力買取費は、エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号）第５条第１項の規定により定められる判断の基準に基づく太陽光発電による電気の調達に関して、当該調達に要した費用の総額を記載すること。

2　特定規模需要分を含めた総額を記載すること。

別表第二の水力発電設備の科目中

「

		リース資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。

」を

「

		リース資産 資産除去債務相当資産	事業者がファイナンス・リース取引におけるリース物件の借主である資産を整理する。「無形固定資産」に整理されるものを除く。

」に

改め、同表の汽力発電設備及び内燃力発電設備の科目中

「

		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		無形固定資産	同　上

」を

「

		リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

」に

改め、同表の内燃力発電設備の科目の次に

「

新エネルギー等発電設備	供給地点群別		
		土　地	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		建　物	同　上
		構築物	同　上
		機械装置	同　上
		諸装置	同　上
		備　品	
		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		資産除去債務相当資産	
		無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		工事費負担金（貸方）	同　上
		減価償却累計額（貸方）	同　上

」を

加え、同表の送電設備の科目中

「

		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

」を

「

		リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

」に

改め、同表の変電設備の科目中

「

		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		無形固定資産	同　上

」を

「

		リース資産 資産除去債務相当資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。
		無形固定資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

」に

改め、同表の配電設備の科目中

「

		リース資産	「水力発電設備」の同項に準ずる。

」を